ハラスメントに関する方針

公益社団法人東員町シルバー人材センター

第１章　総則

（目的）

第１条

この方針は、公益社団法人東員町シルバー人材センター（以下「センター」という。）における職員、会員の就業環境を健全に保ち、ハラスメントの防止及び発生時の適切な対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第２条

センターは、すべての関係者が互いの人格と尊厳を尊重し、安全で働きやすい環境を確保することが重要であるとの認識に基づき、ハラスメントを一切許容しない。

（定義）

第３条

本方針におけるハラスメントとは、職員、会員の就業環境を害するおそれのある不適切な言動であって、次の各号に掲げるものを含む。

（１）パワーハラスメント

（２）セクシュアルハラスメント

（３）妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

（４）カスタマーハラスメント

（５）その他社会通念上許容される範囲を超える不当な言動

第２章　適用範囲

（適用範囲）

第４条

本方針は、次に掲げる者に適用する。

（１）センター職員

（２）センター会員

（３）センターへの登録希望者、説明会参加者、求職者、面接応募者その他採

用選考に関係する者
（４）発注者、顧客、取引先、施設利用者その他センター事業に関係する者
（５）前各号に掲げる者とセンターの業務に関連して接する者
（適用場面）
第５条
本方針は、センター内外を問わず、次の場面において適用する。
（１）職員及び会員の就業に関する場面
（２）説明会、会員の登録、求職者の面接等の場面
（３）発注者・顧客等との契約、打合せ、業務遂行の場面
（４）その他センターの事業運営に関連する場面

第３章　禁止される行為

（パワーハラスメント）
第６条
パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、就業環境を害する行為をいう。
（セクシュアルハラスメント）
第７条
セクシュアルハラスメントとは、性的な言動により相手に不快感又は不利益を与える行為をいう。
（妊娠等に関するハラスメント）
第８条
妊娠、出産、育児休業等に関する不利益な取扱い又は嫌がらせをいう。
（カスタマーハラスメント）
第９条
カスタマーハラスメントとは、発注者、顧客、取引先等が社会通念上許容される範囲を超えて、職員又は会員に不当な言動を行うことをいう。

第４章　相談体制及び対応

（相談窓口）
第１０条
（１）ハラスメントに関する相談窓口をセンターに設置する。

（２）相談者のプライバシーは保護し、相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止する。

（対応）

第１１条

（１）ハラスメントが発生した場合、センターは事実確認を行い、必要な措置を講じるものとする。

（２）必要に応じ、担当変更、業務中断、外部機関との連携等を行う。

第５章　教育及び啓発

（研修等）

第１２条

センターは、職員及び会員に対し、ハラスメント防止に関する研修及び啓発を行うものとする。

第６章　周知及び見直し

（周知）

第１３条

本方針は、センター内及びホームページに掲載し、職員、会員、求職者等及び発注者等に周知する。

（見直し）

第１４条

法令改正その他社会状況の変化に応じ、必要に応じて本方針を見直すものとする。

附則

本方針は、令和８年１０月１日から施行する。